図　書　館　概　況

令和８年度

小田原市文化部図書館

目　　次

1　あ　ゆ　み …… 1

2　機　　構 …… 5

3　施　　設 …… 6

4　運 営 方 針 …… 8

5　業 務 内 容 …… １０

6　蔵　　書 …… １２

7　利 用 統 計 …… １６

8　電 子 図 書 館 …… ２３

9　経　　費 …… ２４

10　図書館の利用案内 …… ２６

11　地域資料（市史編さん） …… ２８

12　図 書 館 出 版 物 …… ３０

13　図 書 館 協 議 会 …… ３１

14　小 田 原 文 学 館 …… ３２

15　条 例 ・ 規 則 等 …… ３４

16　図書館関係法令等 …… ４３

１　あ　ゆ　み

大.　5.　5　　御大典記念、足柄下郡立図書館設立（蔵書　3,929 冊）
　　12.　9　　足柄下郡立図書館、関東大震災のため倒壊
昭.　8.　4　　小田原町図書館開館（有料制、城址水の公園内）
　　8.　7　　夏期夜間開館開始
　　12.　5　　蔵書冊数１万冊を超える
　　12. 11　　図書の館外貸出実施
　　13. 11　　図書の団体貸出実施
　　15. 12　　市制施行により小田原市図書館と改称
　　18. 10　　「開館１０周年記念古典講座万葉集講義」開催
　　21.　1　　小田原児童文化研究会結成（館内に事務局設置）
　　21.　1　　小田原俳句研究会結成（館内に事務局設置）
　　21.　4　　図書館規則が改正され、毎週月曜日が定期休館日となる
　　24.　4　　視聴覚資料（紙芝居・幻燈）収集利用開始
　　26.　4　　無料閲覧制実施
　　26.　8　　こども緑陰図書館開始
　　29.　1　　第１期・第１回図書館協議会開催
　　29.　6　　旧新名女子高校跡に移転
　　　　視聴覚資料室・小劇場・児童室・公開書架室を新設
　　29.　6　　日本十進分類法（新訂６版）・日本目録規則（1952 年版）採用
　　29. 12　　桜井・豊川・国府津・酒匂・下曽我分館設置
　　31.　1　　小田原市図書館貸出文庫巡回開始
　　32.　4　　上府中分館・片浦分館設置
　　33.　5　　星崎定五郎氏から５万ドル（1,800 万円）の寄付申出
　　33.　7　　星崎記念館（小田原市図書館・児童文化センター）建設事務局発足
　　34. 11　　星崎記念館竣工・開館式（鉄筋コンクリート 3 階建 延 1,607 ㎡）
　　34. 11　　小田原市立図書館と改称し、星崎記念館に移転
　　　　小田原市立児童文化館開館
　　35.　2　　第１期・第１回児童文化専門委員会議開催
　　35.　4　　曽我分館設置
　　36.　3　　「読書ノート・コンクール作品集」第１集を発刊
　　36.　4　　下府中分館設置
　　37.　4　　視聴覚資料の館外個人貸出開始
　　46.　4　　資料館新設（鉄筋コンクリート３階建 延 770 ㎡）
　　46.　4　　橘分館設置（橘町と合併）
　　47.　4　　古文書調査員制度発足
　　53.　4　　国府津分館廃止（国府津公民館（現:国府津学習館）図書室開設）
　　53. 12　　湘南６市図書館の雑誌相互保存に関する協定書発効
　　54.　5　　小田原市立図書館報「ＬＩＢ.」第１号を発刊

55. 5　蔵書冊数10万冊を超える
55. 10　小田原市図書館貸出文庫巡回開始
55. 10　児童文化館を合併し、児童文化係を新設
55. 11　第１回読書感想画コンクール開催
55. 12　よみきかせ会開始
56. 7　小田原市立図書館50周年史編さん委員会発足
56. 9　手づくり絵本講習会開催
57. 3　古文書調査員制度、市史編さん事業に引き継ぐ形で休止
58. 10　小田原市立図書館創立50周年記念行事開催
58. 11　「小田原図書館五十年史」を発刊
61. 4　桜井分館廃止（尊徳記念館図書室開設のため）
62. 4　ＣＤリスニングルーム設置
63. 3　「報徳集書解説目録」を発刊
平. 元. 6　小田原市立図書館整備検討委員会設置
2. 2　「御家中先祖並親類書」第１巻を発刊
2. 8　小田原市立図書館整備検討委員会報告書を受領
2. 9　小田原市立図書館建設準備委員会設置
2. 12　「一枚の古い写真」を発刊
3. 3　「御家中先祖並親類書」第２巻を発刊
3. 7　（仮称）小田原市立図書館東館用地の地上権設定契約締結
3. 10　（仮称）小田原市立図書館東館の設計着手
4. 2　小田原市立図書館叢書４「随筆北原白秋」（藪田義雄　著）を発刊
4. 9　（仮称）小田原市立図書館東館建設工事着工
5. 3　「御家中先祖並親類書」第３巻を発刊
6. 3　条例改正　新図書館名「かもめ」に決定
6. 3　「御家中先祖並親類書」第４巻を発刊
6. 6　小田原市立かもめ図書館完成
6. 8　小田原市立かもめ図書館開館（蔵書　92,039冊）
6. 10　北村透谷没後100年展事業をかもめ図書館において開催
6. 11　２市８町広域市町村圏相互利用開始
小田原文学館開館
7. 12　酒匂・下府中分館廃止（支所の廃止）
8. 1　マロニエ図書室開室（川東タウンセンターマロニエ内）
8. 4　金曜日のみ午後７時までの延長開館を実施
9. 11　旧御手洗邸を文学館別館として公開
小田原文学館別館を愛称「白秋童謡館」として公開
12. 10　文学館正門を西海子通りに移設
小田原文学館と白秋童謡館が国の登録有形文化財に登録される
かもめ図書館、火曜日から金曜日まで午前９時から午後７時までの開館実施
12. 11　第１回「全国童謡フェスティバル白秋 IN 小田原」を開催（生涯学習政策課）

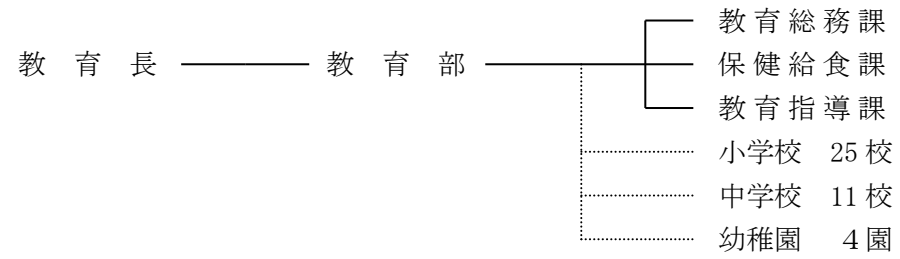
13. 4　市史編さん課が市史編さん担当として図書館に編入
　　児童文化担当は青少年課に移管
13. 7　インターネットで蔵書目録を公開
14. 4　小田原文学館観桜会を開催（以後平成 20 年度まで毎年開催、計 7 回）
14. 4　かもめ図書館の図書カウンター業務を委託
16. 1　第２回「全国童謡フェスティバル白秋 IN 小田原」開催（生涯学習政策課）
16. 2　ボランティアグループ「かもめ図書館フレンズ」発足
16. 3　市史編さん事業完了、市史編さん担当を廃止
16. 6　市立図書館内に地域資料室を開設
17. 4　市立図書館及びかもめ図書館両館で通年開館を開始（月曜日の定期休館日を廃止、
　　第１水曜日の館内整理日を毎月第４月曜日に変更）
17. 8　城北タウンセンターいずみ図書コーナーを開設・ネットワーク化
18. 4　小田原文学館に尾崎一雄邸書斎を移築復元し、開所
18. 6　小田原駅（アークロード市民窓口）、国府津駅（国府津駅前窓口コーナー）、
　　中央公民館の３か所に、図書返却用ブックポストを設置
19. 1　「第３回全国童謡フェスティバル白秋 IN 小田原」開催（生涯学習政策課）
19. 4　生涯学習センターけやき、国府津学習館、尊徳記念館をネットワーク化
19. 4　市立図書館からかもめ図書館へ本館機能を移管
19. 8　橘タウンセンターこゆるぎ図書コーナーを開設･ネットワーク化
19. 10　図書館下曽我分館を廃止し、梅の里センターへ図書室機能を移転
20. 6　重度障がい者への図書無償郵送サービスを開始
21. 3　貴重資料のデジタルデータ化を開始
21. 3　白秋童謡の散歩道を整備（生涯学習政策課予算）
22. 3　星﨑記念館開館 50 周年記念誌『星﨑記念館の 50 年を振り返って』発刊
22. 9　「小田原市子ども読書活動推進計画」を策定
23. 4　機構改革により、図書館の所管が、教育委員会（生涯学習部）から市長部局
　　（文化部）に移管。教育委員会の補助執行開始
24. 10　小田原文学館本館、白秋童謡館が小田原市歴史的風致維持向上計画の中で
　　歴史的風致形成建造物として指定
25. 9　橘分館を廃止（橘支所廃止）
27. 2　「小田原市図書施設・機能整備等基本方針」を策定
28. 9　第１回小田原市図書館を使った調べる学習コンクール開催
29. 3　第二次小田原市子ども読書活動推進計画を策定
29. 8　白秋童謡館　耐震工事実施
30. 7　ボニージャックスとベイビー・ブーを小田原童謡大使に委嘱
31. 3　図書館分館（豊川分館、上府中分館、曽我分館、片浦分館）廃止
　　国府津駅前ブックポスト廃止
31. 4　小田原市図書館運営方針を策定
　　小田原市立小田原駅東口図書館及びおだぴよ子育て支援センター指定候補者選定
　　委員会設置
令．元．10　小田原文学館本館・管理棟改修等工事実施

2.　3　新型コロナウイルス感染症拡大により、かもめ図書館及び小田原文学館を臨時休館
2.　3　小田原市立図書館(星崎記念館)閉館
2.　4　小田原市立かもめ図書館の名称を小田原市立中央図書館に変更
※「かもめ」は愛称として継続使用
月曜日を定期休館日に変更
2.　6　新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言解除により中央図書館再開
2. 10　小田原市立小田原駅東口図書館開館（蔵書　44,015 冊　指定管理）
2. 10　小田原駅東口図書館の開館に伴い、利用者カードのデザインを更新
2. 12　中央図書館内壁タイル改修工事実施
3.　1　新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、小田原文学館を臨時休館
3.　4　中央図書館で予約棚システムの稼働開始
3.　4　中央図書館視聴覚ライブラリー機能を整理し、地域資料・視聴覚コーナーを開設
3. 12　中央図書館外壁タイル改修工事等実施
4. 10　小田原市電子図書館を開設
4. 11　北原白秋没後 80 年記念事業を開催
5.　3　第三次小田原市子ども読書活動推進計画を策定
6.　1　中央図書館で SNS「インスタグラム」を開始。市民等への啓発を向上
6.　2　マイナンバーカードやスマートフォンによる貸出手続きを開始
6.　8　小田原市立中央図書館開館 30 周年祭を開催
6. 10　小田原文学館 30 周年記念特別展「小田原出身・ゆかりの文学者たち-その手蹟と事績」を開催
7.　3　小田原文学館庭園等整備事業開始（～R8.4）
7.　6　小田原駅東口図書館で SNS「インスタグラム」を開始。市民等への啓発を向上

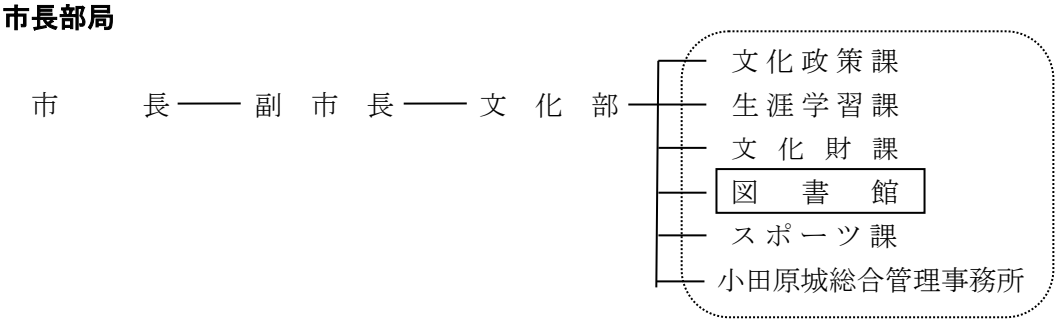
２　機　　構

（令和８年４月１日現在）

教育委員会

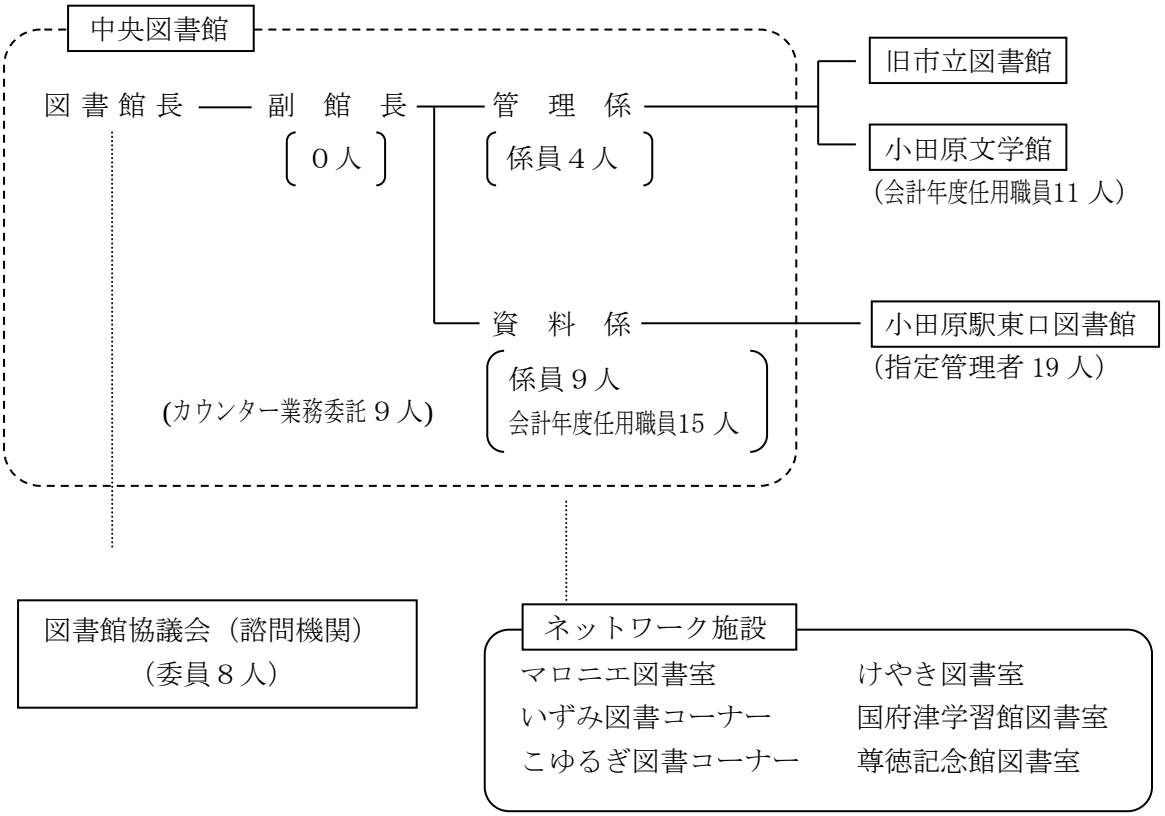


市長部局



【教育委員会事業補助執行部署】

図　書　館



３　施　　設

（１） 小田原市立中央図書館（平成６年８月１日開館）



緑多い公園的要素をもつ敷地に、丹沢山系や箱根連山の山並みをモチーフにした外観と吹き抜けのフロアにより開放感あふれる施設となっている。

市図書施設の拠点として、貸出機能を中心に市内全域をネットワークで結ぶほか、児童サービスや地域資料・視聴覚サービスに重点を置き、多様化する市民の文化活動に寄与するための事業を展開している。

所　在　地　小田原市南鴨宮一丁目５番 30 号
敷 地 面 積　9,112.08 ㎡
建　　物　延床面積　5,657.22 ㎡　鉄筋コンクリート一部鉄骨造３階建
施　　設　一般図書コーナー（９万冊収蔵可能）、読書コーナー49 席、参考図書コーナー16 席、雑誌新聞コーナー24 席、閲覧席 56 席、パソコン利用席 13 席、児童図書コーナー（３万冊収蔵可能、42 席、こどもクラブ室、おはなしのへや）、談話コーナー21 席、書庫（13 万６千冊収蔵可能）、予約本コーナー、車庫、総合事務室、地域資料コーナー８席、視聴覚コーナー（ＣＤ・ＤＶＤ視聴４ブース４席、視聴覚ホール 180 席、集会室 30 席、創作室 40 席、ボランティア室、研修室 16 席、駐車場（92 台収容可能：うち障がい者用２台）
建　設　費　3,230,595 千円

（２） 小田原市立小田原駅東口図書館（令和２年 10 月 19 日開館）



「まちの活性化」、「次世代育成」、「利用者層の拡大」をコンセプトに、令和２年 10 月 19 日に広域交流施設ミナカ小田原の６階フロアに開館した小田原駅東口図書館。図書館及び同フロアに隣接する「おだぴよ子育て支援センター」を合わせて指定管理者制度により管理、運営している。
指定管理者：ゆうりん・おだたんグループ
（株式会社有隣堂、学校法人三幸学園小田原短期大学）

所　在　地　小田原市栄町一丁目１番 15 号 ミナカ小田原６階
建　　物　延床面積　1,332.23 ㎡※鉄骨造・地下一部 SRC 造（地上 14 階、地下１階）
施　　設　一般図書コーナー（４万冊収蔵可能）、カウンター閲覧席 40 席、雑誌・新聞コーナー、ティーンズ図書コーナー（２千冊収蔵可能）、カウンター閲覧席９席、グループ学習席６席、児童図書コーナー（１万８千冊収蔵可能）閲覧席 16 席、　おはなし広場、書庫（２万冊収蔵可能）、予約本コーナー、多目的スペース（33 席）、お城の見えるテラス、事務室

※　図書館占有面積（1328.92 ㎡）及び低層棟３階ブックポスト面積（3.31 ㎡）

（３）小田原文学館（**施設概要・**事業については、「14　小田原文学館」を参照。）



所　在　地　小田原市南町二丁目３番４号

敷地面積　本館　4,116.53 ㎡　駐車場　248.33 ㎡　童謡館　2,027.68 ㎡

建　　物　本　館　延床面積　298.48 ㎡　鉄筋コンクリート造瓦葺３階建
管理棟　延床面積　62.55 ㎡　木造瓦葺平屋建（本館に隣接）
童謡館　延床面積　221.14 ㎡　木造銅瓦棒葺２階建（一部 地下 1 階）、土蔵 39.66 ㎡
尾崎邸　延床面積　42.68 ㎡　木造瓦葺平屋建

施　　設　本　館　展示室、展望室兼休憩室
管理棟　事務室
童謡館　展示室、収蔵庫（土蔵）
尾崎邸　展示室

開館時間　３月～10 月：午前 10 時～午後５時（入館は午後４時半まで）
11 月～２月：午前 10 時～午後４時半（入館は午後４時まで）

定期休館日　毎週月曜日（休日に当たる場合はその翌日以降の最初の平日）、年末年始（12/28～1/3）

本館	平成６年 11 月 23 日開館 元宮内大臣田中光顕伯爵の別邸洋館（昭和 12 年建設） 国登録有形文化財　歴史的風致形成建造物
白秋童謡館	平成 10 年 10 月１日開館 同伯爵の別邸日本家屋（大正 13 年頃建設）
尾崎一雄邸書斎	平成 18 年４月２日開所 下曽我から一部を移築復元

４　運営方針

小田原市では、令和２年３月に市立図書館（星崎記念館）を閉館し、中央図書館と小田原駅東口図書館の２館体制になることから、平成３１年４月、「小田原市図書館運営方針」を策定した。

「小田原市図書館運営方針」は、平成１９年に図書館協議会から示された小田原市立図書館が目指す図書館像「出会う図書館」を、２館体制の元で具体化するため、「基本理念」「基本方針」「各館の重点方針」の３つで構成されている。

〇小田原市立図書館の目指す図書館像

出会う図書館

１　かけがえのない本に出会う図書館

・求める本（資料）に必ずたどり着ける図書館
・読書の楽しさや大切さを実感できる図書館

２　人の温もりに出会う図書館

・温かさと安らぎのある図書館
・図書館員と市民が協働してつくる図書館

３　様々な情報に出会う図書館

・市民の向上心に応える資料・情報を備えた図書館
・市民生活に役立ち、地域課題を解決する情報拠点となる図書館
・本を読んだり、勉強したりするのに快適な環境を備えた図書館

〇小田原市図書館運営方針

<table>
<tr><td rowspan="2">基本理念</td><td colspan="2">出会う図書館
小田原市図書館は、本や情報と出会い、人と出会い、新たな自分に出会う場として、市民の豊かな暮らしを支援していきます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">各館の重点方針</td></tr>
<tr><td rowspan="2">基本方針</td><td>中央図書館（かもめ図書館）
司令塔となる図書館</td><td>小田原駅東口図書館
アクセスしやすい『出会う図書館』</td></tr>
<tr><td>1 広範な本や情報の提供
市民の多様な知的好奇心に応えるとともに、新たな課題への気づきや解決の道筋を探るため、広範な本や情報を収集・提供していきます。</td><td>多様なニーズに対応する本や情報の提供
多様なニーズに対応する広範な図書をバリアフリー資料も含めバランス良く揃えるとともに、郷土の歴史や文学に関する専門的な内容も含めた幅広いレファレンスサービスを提供し、市民の文化的な生活を支援していきます。</td><td>現代社会の課題に即した新鮮な本や情報の提供
利用者層を意識した新鮮度の高い図書を多く揃えるとともに、多文化・多言語資料の収集にも努め、充実したレファレンスサービスの提供により、現代社会の実情に即した課題解決の支援をしていきます。</td></tr>
</table>

2 読書活動の振興 読書が、人間の成長や文化の発展に果たす役割を踏まえ、文字・活字文化に親しみ、言語力を涵養する機会として市民の読書活動の振興を図っていきます。	**活発な読書活動を促す環境の充実** 読書の楽しみを提供する図書館活動や、図書館ネットワークシステム、自動車文庫サービス等を通じて、市内の広範囲に図書サービスが行きわたるよう環境の充実を図ります。	**読書に対する興味･関心の喚起** 本と接する習慣を生み出す場として、活字離れが顕著な世代等を中心に読書に対する興味や関心を呼び起こし、多様な読書活動の振興を図ります。
3 次世代育成の推進 次世代を担う子どもたちの生きる力を伸ばしていくため、本や情報に親しむ場を提供し、健やかな成長を支援していきます。	**子ども読書活動の推進** 子どもが読書習慣を身につけ、本に親しむことができるよう各種事業を実施するとともに、保育・教育施設等との連携により就園児や児童、生徒を中心として読書活動の推進を図ります。	**子育て世代への情報提供と中高生世代の学習支援** 子育て支援センター等との連携により、乳幼児期から本に親しむ場や子育てに役立つ情報を提供するとともに、中高生世代の心身の成長や進路選択に寄与し、学習活動の支援に繋がる展開をしていきます。
4 地域資産の継承 先人たちが残してきた貴重な資料を収集、保存し、郷土の歴史、文学、芸術等の文化や産業、風土等に光を当て、地域固有の資産として継承していきます。	**地域資料の保存、研究** 地域資料を収集、保存し、その活用を図るため地域資料室機能を設置、運営するとともに、本市の文学をはじめとする地域資産の発掘、研究、認知の拡大に努めます。	**地域資料を活用した地域の魅力の発信** 郷土の文化や産業等に関連する資料や、現代で活躍するゆかりの人物の著作物等を活用し、市民や小田原を訪れる様々な人に、地域の魅力を幅広く発信していきます。
5 心地よい空間の創出 利用者が心地よく滞在できる空間を創出するとともに、障がいのある人や日本語を母国語としない人なども安心して利用できる環境を整えます。	**緑豊かな滞在型図書館** 誰もが落ち着いて学び、考えることができる場であるように、緑豊かな静かな環境と、ゆとりある空間を生かした滞在型図書館としての環境を整えていきます。	**利便性に優れた都市型図書館** 駅至近の立地から、短時間でも誰もが気軽に利用でき、また、知的好奇心を刺激し、最新の情報に接する場として、市街地ならではの魅力あるライフスタイルを実感できる空間を創出します。
6 関係機関等との連携 図書館の持つ知的資産を最大限に生かすため、各種事業を関係機関と連携し、図書館サービスを充実していきます。	**図書館ボランティアの活動促進と関係機関等との連携** 図書館ボランティアの活動を促進するとともに、関係機関、団体等との連携を図ることで事業の多様性を広げ、図書館の発信力を高めていきます。	**立地を生かした事業連携** 図書館が設置される複合ビル内の他施設や小田原駅周辺の事業者、市民団体等と連携した事業を展開することにより、連携機関等の活性化や発展、地域の振興に寄与します。

５　業務内容

（１） 資料の収集・整理

図書館法に基づく公立図書館として、「土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、学校教育を援助し、家庭教育の向上に資することに留意し」、市民の教養、調査研究、レクリエーション等に資するため、図書資料の収集と選択を行っている。また、旧市立図書館が中心になって長年にわたり収集してきた地域資料についても、本市図書館の歴史や特徴、果たしてきた役割を踏まえ、充実に努めている。

一般資料の分類については、「日本十進分類法－新訂 10 版－」使用し、コンピュータ目録（MARC）を用いて整理している。また、地域資料については独自分類を併用するほか、特別集書や古文書などは、冊子体目録を編集し図書館目録シリーズとして刊行している。

（２） 閲覧と貸出

中央図書館と小田原駅東口図書館において、図書、雑誌の閲覧と貸出を行っている。

中央図書館の地域資料・視聴覚コーナーにおいては、郷土図書や視聴覚資料の貸出及び視聴覚資料の館内視聴の受付を行っている。

図書の返却については、各図書館・ネットワーク施設のいずれでも可能なほか、アークロード市民窓口内及びミナカ小田原に設置しているブックポストに投函することで返却が可能である。

なお、令和４年 10 月から、小田原市電子図書館を開設し、電子書籍の貸出を行っている。

（３） 参考業務（レファレンスサービス）

利用者からの様々な質問や相談に対して、図書館にある資料を活用して、必要な情報を得られるように援助を行っている。

（４） 地域資料保存・公開

令和２年３月末の旧市立図書館閉館により、それまで同・地域資料室において保存公開していた地域資料について、令和３年４月に中央図書館に資料移管を行い、地域資料コーナーを開設、公開している。

詳しくは、「11　地域資料（市史編さん）」を参照。

（５） 障がい者サービス

身体の障がいにより図書館への来館が困難な方へ図書の無料郵送貸出サービスや拡大読書器の設置などを行っている。

また、小田原駅東口図書館において、令和５年９月から対面朗読サービスを行っている。

（令和７年度図書郵送貸出実績：67 冊、視聴覚資料郵送貸出実績：１点、対面朗読サービス：21 件）

（６） 自動車文庫

幅広い地域や利用者を対象とした図書館サービスとして、ネットワーク施設・地域文庫・放課後児童クラブ等の配本所に、定期的に巡回し配本活動を行っている。

（７） 集会・展示

絵本のよみきかせや各種講座など幅広く行っている。

開催実績は、「７　利用統計」を参照。

（８） ボランティアグループの活動

中央図書館では、平成 15 年度に発足した「かもめ図書館フレンズ」による図書の排架・排列規正、児童図書コーナーの飾り作り、図書の修理、館外美化、折り紙教室や映画会の開催、イベント企画等のサポート活動をしており、図書館サービスや環境の向上につながっている。

（９） 図書館の広域利用とネットワーク

ア　図書館の広域利用

県西地域における図書館サービスの充実を図るため、図書館の広域利用に関する協定及び申合せにより、次の地域の公共図書館及び図書室が利用できる。

小田原市・南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町・二宮町

イ　小田原市図書館ネットワークシステム

中央図書館及び小田原駅東口図書館のほか、コミュニティ施設であるマロニエ図書室及びいずみ・こゆるぎの各図書コーナー、生涯学習施設である生涯学習センターけやき・国府津学習館・尊徳記念館の各図書室をコンピュータネットワークで結ぶことにより、蔵書の一元化を図るとともに、各館で予約や貸出・返却を可能としている。

ウ　神奈川県図書館情報ネットワークシステム（KL-NET）

県立図書館と県内公共図書館等との間のインターネットによるネットワーク機能により、県内所蔵情報が一括検索できる横断検索サービスの提供や、他の県内公共図書館にある資料を借りることができる相互貸借を行っている。

エ　国立国会図書館

神奈川県内の公共図書館等に所蔵されていない図書資料を対象として、国立国会図書館の「図書館間貸出サービス」や「遠隔複写サービス」を実施している。送料、複写料金等は、利用者負担としている。

また、館内に設置した端末を利用して、国立国会図書館がデジタル化した資料を閲覧及び複写できる「デジタル化資料送信サービス」や、貴重な録音資料を聴くことができる「歴史的音源配信提供サービス」を実施している。

利用実績（令和７年度）

施設名	サービス名	利用件数	複写枚数
中央図書館	図書館間貸出サービス	1 件	－
	遠隔複写サービス	1 件	19 枚
	デジタル化資料送信サービス	2 件	2 枚
	歴史的音源配信提供サービス	0 件	－
小田原駅東口図書館	図書館間貸出サービス	0 件	－
	遠隔複写サービス	0 件	－
	デジタル化資料送信サービス	6 件	48 枚
	歴史的音源配信提供サービス	0 件	－

６　蔵　　書

（１）資料総数

図書館　　（単位：冊）

		６年度末冊数※	増加			減少	７年度末現在冊数
			購入・登録※	寄贈	編入ほか	除籍・変更ほか	
中央（かもめ）	一般図書	190,918	3,188	2,536	182	953	195,871
	児童図書	51,531	1,227	84	95	331	52,606
	ティーンズ	5,023	203	12	0	316	4,922
	洋書	973	0	0	0	0	973
	旧分類図書	14,184	0	0	0	0	14,184
	自動車文庫図書	24,445	593	0	15	564	24,489
	計	287,074	5,211	2,632	292	2,164	293,045
駅東口	一般図書	45,335	2,329	496	122	180	48,102
	児童図書	18,773	1,235	104	173	135	20,150
	ティーンズ	2,393	145	4	7	2	2,547
	計	66,501	3,709	604	302	317	70,799
合計		353,575	8,920	3,236	594	2,481	363,844

図書室・図書コーナー　　（単位：冊）

		６年度末冊数※	増加			減少	７年度末現在冊数
			購入・登録※	寄贈	編入ほか	除籍・変更ほか	
マロニエ	一般図書	7,686	0	53	0	41	7,698
	児童図書	6,760	0	8	0	32	6,736
	計	14,446	0	61	0	73	14,434
いずみ	一般図書	2,866	0	12	2	17	2,863
	児童図書	1,449	0	2	0	2	1,449
	計	4,315	0	14	2	19	4,312
こゆるぎ	一般図書	2,585	0	1	40	2	2,624
	児童図書	1,792	0	4	10	0	1,806
	計	4,377	0	5	50	2	4,430
尊徳	一般図書	5,172	201	23	2	230	5,168
	児童図書	5,171	0	3	16	6	5,184
	計	10,343	201	26	18	236	10,352
けやき	一般図書	15,639	364	19	73	581	15,514
	児童図書	6,278	0	11	56	69	6,276
	計	21,917	364	30	129	650	21,790
国府津	一般図書	2,347	127	1	34	125	2,384
	児童図書	1,064	0	1	15	0	1,080
	計	3,411	127	2	49	125	3,464
合計		58,809	692	138	248	1,105	58,782

※年度末に購入した図書を４月に登録することもあるため、購入・登録冊数と年度内購入冊数とは必ずしも一致しない。
※尊徳、けやき、国府津の冊数には、雑誌を含む。ティーンズは一般として加算。
※旧市立図書館の特別集書など一部の蔵書は冊数に含まない。

（２）資料総数の推移

図書館　　（単位：冊）

		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
中央（かもめ）	一般図書	181,795	186,115	188,878	190,918	195,871
	児童図書	48,272	49,635	50,742	51,531	52,606
	ティーンズ	4,479	4,669	4,830	5,023	4,922
	洋書	973	973	973	973	973
	旧分類図書	14,184	14,184	14,184	14,184	14,184
	自動車文庫図書	23,794	23,633	23,793	24,445	24,489
	計	273,497	279,209	283,400	287,074	293,045
駅東口	一般図書	35,752	39,250	42,547	45,335	48,102
	児童図書	15,412	16,687	17,759	18,773	20,150
	ティーンズ	1,999	2,174	2,296	2,393	2,547
	計	53,163	58,111	62,602	66,501	70,799
合計		326,660	337,320	346,002	353,575	363,844

図書室・図書コーナー　　（単位：冊）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
マロニエ	14,974	14,328	14,383	14,446	14,434
いずみ	4,666	4,327	4,388	4,315	4,312
こゆるぎ	4,568	4,373	4,375	4,377	4,430
尊徳	10,295	10,347	10,343	10,343	10,352
けやき	21,938	21,797	21,863	21,917	21,790
国府津	3,420	3,366	3,393	3,411	3,464
合計	59,861	58,538	58,745	58,809	58,782

（３）部門別資料数

図書館

		0 総　記	1 哲学･宗教	2 歴史･地理	3 社会科学	4 自然科学	5 工学･技術	6 産　業	7 芸　術
中央（かもめ）	一般図書	5705	8861	20046	22125	12191	9924	5354	14598
	児童図書	677	455	2443	2552	4297	1678	988	2115
	ティーンズ	62	134	88	377	252	73	44	114
	洋書	－	－	－	－	－	－	－	－
	旧分類図書	－	－	－	－	－	－	－	－
	自動車文庫	261	346	957	818	1418	1233	417	1193
駅東口	一般図書	1218	1885	4100	5344	3239	4796	1668	3779
	児童図書	232	175	953	1097	1559	789	542	820
	ティーンズ	70	89	102	322	248	75	48	148

図書室・図書コーナー

		0 総　記	1 哲学･宗教	2 歴史･地理	3 社会科学	4 自然科学	5 工学･技術	6 産　業	7 芸　術
マロニエ	一般図書	33	161	617	487	379	629	165	349
	児童図書	19	8	288	157	398	184	69	261
	ティーンズ	3	－	2	23	7	1	1	1
いずみ	一般図書	8	81	79	111	78	227	38	72
	児童図書	－	1	45	24	34	5	6	16
	ティーンズ	1	－	－	－	－	－	－	－
こゆるぎ	一般図書	26	82	207	195	148	307	53	145
	児童図書	7	10	82	15	60	15	10	35
尊徳	一般図書	25	209	282	230	213	406	90	262
	児童図書	42	57	230	165	407	108	82	266
	ティーンズ	2	1	－	7	7	1	1	－
けやき	一般図書	370	467	937	1779	796	941	417	1510
	児童図書	95	77	413	333	603	273	80	299
	ティーンズ	－	－	1	－	－	－	－	－
国府津	一般図書	17	77	160	111	83	92	56	216
	児童図書	18	20	106	48	176	49	11	96

（４）視聴覚資料・機材（令和７年度末現在）

資　料　名	点　数
16ミリ映画フィルム	378
ビデオテープ	3,510
ＤＶＤ	969
レーザーディスク	277
ＣＤ	9,723
カセットブック	658
レコード	4,030
スライド	1,816
合　　計	21,361

機　材　名	点　数
16ミリ映写機	6
スライド映写機	2
スクリーン	7
暗幕	8
スピーカー	2
ズームレンズ	1

（単位：冊）

8 語　学	9 文　学	郷土資料	紙芝居	絵　本	参考資料	その他	合　計
2696	64358	21134	0	0	6386	2493	195,87
762	13504	158	2033	20008	725	211	52,606
40	3738	0	0	0	0	0	4,922
0	0	0	0	0	0	973	973
0	0	0	0	0	0	14184	14,184
258	11159	0	0	6364	0	65	24,489
722	18242	1685	0	0	1424	0	48,102
340	4849	7	637	8054	0	98	20,150
44	1401	0	0	0	0	0	2,547

（単位：冊）

8 語　学	9 文　学	郷土資料	紙芝居	絵　本	参考資料	その他	合　計
65	4472	159	0	0	10	6	7,532
99	1978	0	267	2962	0	46	6,736
	128	0	0	0	0	0	166
17	2049	78	0	0	22	1	2,861
3	451	0	0	846	0	18	1,449
0	1	0	0	0	0	0	2
28	1345	74	0	0	3	11	2,624
9	476	0	0	1,053	0	34	1,806
38	2403	436	0	0	7	446	5,047
75	1421	0	1	2,270	0	60	5,184
1	101	0	0	0	0	0	121
251	5835	1,087	0	0	63	1,058	15,511
112	1939	0	277	1,728	0	47	6,276
0	2	0	0	0	0	0	3
29	864	359	0	0	29	291	2,384
16	267	0	37	229	0	7	1,080

7　利用統計

（1） 図書館業務利用状況（令和７年度）

図書館

		新規登録者数（人）	７年度末登録者数（人）※1	貸出者数（人）	貸出冊数（冊）※2	予約業務（冊）※3	参考業務（件）	複写業務（枚）
中央（かもめ）	一　般	1,248	16,161	75,504	235,723	－	－	－
	児　童	263	1,537	7,261	35,581	－	－	－
	計	1,511	17,315	82,765	271,304	128,330	2,468	13,193
駅東口	一　般	1,493	11,166	78,720	194,659	－	－	－
	児　童	156	1,003	5,404	21,715	－	－	－
	計	1,649	12,169	84,124	216,374	7,720	385	3,862
合　計		3,160	29,484	166,889	487,678	132,878	2,853	17,055

図書室・図書コーナー

		新規登録者数（人）	７年度末登録者数（人）※1	貸出者数（人）	貸出冊数（冊）※2	予約業務（冊）※3	参考業務（件）	複写業務（枚）
マロニエ	一　般	135	1,928	13,277	31,469	－	－	－
	児　童	25	93	862	3,517	－	－	－
	計	160	2,021	14,139	34,986	1,377	－	－
いずみ	一　般	39	651	7,333	16,422	－	－	－
	児　童	10	38	237	1,057	－	－	－
	計	49	689	7,570	17,479	1,066	－	－
こゆるぎ	一般	37	325	3,067	6,499	－	－	－
	児童	2	37	62	249	－	－	－
	計	39	362	3,129	6,748	242	－	－
尊徳	一般	39	627	5,976	14,609	－	－	－
	児童	21	97	516	2,305	－	－	－
	計	60	724	6,492	16,914	852	－	－
けやき	一般	38	539	7,755	17,871	－	－	－
	児童	7	59	642	2,256	－	－	－
	計	45	598	8,397	20,127	870	－	－
国府津	一般	5	71	2,685	5,659	－	－	－
	児童	0	8	379	1,096	－	－	－
	計	5	79	3,064	6,755	464	－	－
合　計		358	4,473	42,791	103,009	4,871	－	－

※1　市内の利用登録者には旧市立図書館で登録した利用者（2,196 人）は中央に含む。
※2　「貸出冊数」はＡＶの貸出件数も含む。
※3　ＷｅｂＯＰＡＣでの予約は中央に計上する。

（２）利用状況の推移

図書館

		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
中央（かもめ）	新規登録者数	1,203	1,442	1,452	1,576	1,511
	年度末登録者数	16,702	15,541	17,452	17,737	17,315
	貸出者数	68,258	79,892	81,754	83,744	82,765
	貸出冊数	233,654	276,955	279,866	280,912	271,304
駅東口	新規登録者数	2,629	2,120	1,905	1,834	1,649
	年度末登録者数	5,831	7,946	9,853	10,468	12,169
	貸出者数	83,570	82,717	82,993	83,922	84,124
	貸出冊数	245,192	229,297	225,286	221,994	216,374
旧市立（閉館）	新規登録者数	－	－	－	－	－
	年度末登録者数	3,072	2,672	2,735	2,196	2,237
	貸出者数	－	－	－	－	－
	貸出冊数	－	－	－	－	－

図書室・図書コーナー

		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
マロニエ	新規登録者数	182	186	138	162	160
	年度末登録者数	2,053	1,910	2,096	1,831	2,021
	貸出者数	15,032	14,361	14,596	14,479	14,139
	貸出冊数	45,657	37,860	37,525	37,335	34,986
いずみ	新規登録者数	62	65	54	64	49
	年度末登録者数	692	649	714	631	689
	貸出者数	6,802	6,333	6,750	7,122	7,570
	貸出冊数	16,085	14,807	15,341	16,496	17,479
こゆるぎ	新規登録者数	33	44	34	35	39
	年度末登録者数	351	311	353	316	362
	貸出者数	2,824	2,801	2,997	3,359	3,129
	貸出冊数	6,729	6,412	6,819	7,044	6,748
尊徳	新規登録者数	77	81	60	66	39
	年度末登録者数	701	646	722	657	724
	貸出者数	7,608	7,384	7,366	5,644	6,492
	貸出冊数	23,660	22,322	20,835	14,959	16,914
けやき	新規登録者数	62	57	39	48	38
	年度末登録者数	582	567	617	543	598
	貸出者数	8,397	8,259	8,130	8,310	8,397
	貸出冊数	21,787	20,880	20,630	20,038	20,127
国府津	新規登録者数	8	12	8	8	5
	年度末登録者数	72	70	79	72	79
	貸出者数	2,728	2,979	3,095	2,834	3,064
	貸出冊数	6,350	7,247	6,993	6,170	6,755

（３）月別新規登録・貸出状況（令和７年度）

図書館

月	中央			駅東口		
	新規登録者数	貸出者数	貸出冊数	新規登録者数	貸出者数	貸出冊数
４月	141	7,233	23,651	140	7,274	18,581
５月	152	7,123	23,194	182	7,248	18,431
６月	127	6,697	21,434	168	7,019	18,198
７月	180	7,584	24,989	171	7,463	19,085
８月	207	8,060	26,423	191	7,928	20,278
９月	107	5,629	18,601	127	5,895	15,166
10 月	125	7,078	23,604	116	7,221	18,487
11 月	92	7,036	22,902	129	6,840	17,672
12 月	78	6,312	21,297	72	6,300	16,566
１月	103	6,742	22,196	104	6,860	17,615
２月	96	6,466	21,001	113	6,660	17,115
３月	103	6,805	22,012	136	7,416	19,180
合計	1,511	82,765	271,304	1,649	84,124	216,374

図書室・図書コーナー

月	マロニエ			いずみ			こゆるぎ		
	新規登録者数	貸出者数	貸出冊数	新規登録者数	貸出者数	貸出冊数	新規登録者数	貸出者数	貸出冊数
４月	18	1191	3008	3	644	1496	4	287	633
５月	16	1271	3085	4	681	1571	0	291	659
６月	10	1181	2979	3	618	1420	0	240	474
７月	20	1283	3132	1	668	1512	4	255	520
８月	15	1269	3060	2	632	1407	3	274	573
９月	12	949	2491	2	525	1346	4	218	436
10 月	12	1204	3011	7	666	1606	5	274	604
11 月	16	1195	2880	5	656	1427	3	237	497
12 月	7	1074	2686	5	607	1442	2	230	539
１月	9	1150	2869	7	631	1402	6	250	579
２月	12	1213	3009	4	591	1307	5	293	643
３月	13	1159	2776	6	651	1543	3	280	591
合計	160	14,139	34986	49	7570	17479	39	3129	6748

月	尊徳			けやき			国府津		
	新規登録者数	貸出者数	貸出冊数	新規登録者数	貸出者数	貸出冊数	新規登録者数	貸出者数	貸出冊数
４月	8	554	1435	5	728	1720	2	276	615
５月	2	527	1388	5	721	1745	1	285	616
６月	1	544	1419	3	696	1673	0	293	587
７月	14	531	1332	3	770	1879	0	248	556
８月	15	570	1434	7	794	1946	0	278	594
９月	2	419	1115	2	573	1394	0	205	427
10 月	4	577	1519	4	748	1774	1	270	625
11 月	2	580	1595	3	727	1811	0	230	1016
12 月	3	514	1353	1	636	1540	0	218	531
１月	2	540	1409	5	664	1534	0	254	579
２月	3	552	1452	3	644	1462	1	231	527
３月	4	584	1463	4	696	1649	0	276	590
合計	60	6492	16914	45	8397	20127	5	3,064	6755

（４）地区別利用登録者数の推移

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和７年度 地域別比率
小田原市	26,305	26,217	29,700	27,433	30,609	84.6 %
南足柄市	861	981	1,151	1,130	1,281	3.5 %
山北町	69	68	83	79	96	0.3 %
中井町	51	55	66	59	69	0.2 %
松田町	189	201	238	231	279	0.8 %
大井町	340	348	425	408	469	1.3 %
開成町	557	624	770	760	883	2.4 %
箱根町	338	361	442	429	493	1.4 %
真鶴町	160	179	207	193	220	0.6 %
湯河原町	312	359	434	438	527	1.5 %
二宮町	257	298	353	360	416	1.2 %
その他	617	621	752	735	856	2.4 %
計	30,056	30,312	34,621	32,255	36,198	100 %

（５）自動車文庫利用状況（令和７年度）

	社会教育施設ほか	自治会・家庭文庫	放課後児童ｸﾗﾌﾞほか	合計
配本団体数	7	2	26	35
配本冊数（冊）	9,460	330	4,680	14,470

（６）視聴覚コーナー利用状況（令和７年度）

団体貸出（16ミリ関係）（点）				個人貸出（点）					視聴ブース利用件数
種別 利用団体	16ミリ映画フィルム	16ミリ映写機	その他の機材	ビデオテープ	カセットブック	レコード	CD	DVD	
社会教育団体	0	0	0	9	現在貸し出しは行っておりません。	現在貸し出しは行っておりません。	8,145	4,460	1,459
学校教育団体	0	0	0						
事業所等	0	0	0						
官公庁	0	0	0						
その他	0	0	0						
計	0	0	0						

（７）実施事業一覧（令和７年度）

内容			開催日	参加人数
中央	調べ学習の基礎講座	小学校１・２年生向け	8/2	1組
		小学校３～６年生向け	8/3	5人
	読書活動推進講演会「縄文の呪文」		2/7	123人
	図書館活用講座　読み聞かせボランティア養成講座		11/9・16・30	88人
	みんなでえほんをたのしもう		12/7・20・1/18・24	26人
	図書館の宝もの　侍たちの明治・大正　－小田原有信会文庫より－		10/7～19	117人
	図書館総合歴史講座「小田原・箱根 浮世絵入門」	記念講座	3/8	108人
		図書館の浮世絵コレクション等の特別公開	2/25から3/8	381人
小田原駅東口	基礎から学ぶ声の出し方講座		4/20	25人
	能の不思議の世界「能における引き算の美学」		6/8	13人
	絵本講座「小さな出版社の大きな冒険」		6/29	12人
	第10回小田原文化レポート（展示）		6/24～7/27	不特定
	夏休み自然科学講座＆ワークショップ「葉っぱの形のひみつ」		7/31	7人
	中高生サマースクール＆ワークショップ「証券会社が教える株式入門」		8/6	13人
	芝居屋「講演×公演」～観る朗読、聴く演劇の世界～とお話		8/30	42人
	小田原ビエンナーレ関連	展示会	9/1から14	不特定
		トークショー	9/7	38人
	大雄山線開業100周年記念イベント「みんなでお祝い大雄山線」	展示ほか	8/26～9/23	不特定
		講演会　①小3以下 ②小4以上	9/15	①　12組 ②　11名
	［開館５周年記念］　合田里美さん作品展		10/2～13	不特定
	［開館５周年記念］　合田里美さん講演会		10/2	23人
	［開館５周年記念］　野口武悟先生講演会		10/19	13人
	［開館５周年記念］　岩井圭也さん講演会		10/25	29人
	大人のためのマネー講座「はじめてのNISA・iDeCo」		12/6	19人
	第11回小田原文化レポート（展示）		1/27～2/23	不特定
	しかけ絵本展示		3/1～15	不特定

（8）行事

内　　容		開催日	開催回数	参加人数
中央	絵本の読み聞かせ	随時	100	663 人※
	調べる学習コンクール	8/1～9/15	1	21 人
	ワクワク図書館員	7/30・31	2	12 人※
	図書館こどもクラブ	11/1・22、12/13、1/10	4	26 人※
	本のお楽しみ袋	12/13～1/4	1	119 人
	かもめ名画座	5/16、6/20、10/17、11/21、2/20	5	415 人※
	バリアフリー映画会	1/31	1	41 人
	ぬいぐるみおとまり会	8/6	1	10 人
	閉館後の読書会（今年読みたい作家、今年最初の一冊）	1/24	1	6 人
	折り紙教室	5/18	1	75 人
	美術に関する講座	4/20、10/25	2	61 人
	英語で遊ぼう	5/25、7/19、10/11、11/8、12/4、3/14	6	394 人
	英語で作ろう	10/11、11/8、12/4、3/14	4	64 人
	こどもかいぎ	6/29	1	12 人
	声優体験	9/20	1	13 人
	木くずワークショップ	2/21	1	32 人
	ウクレレで歌おう	7/20	1	70 人
	昆虫展示	8/5～11	1	1,400 人
	レモンが香るボトル作り	8/24	1	21 人
	電車お楽しみ会	8/31	1	322 人
	トーンチャイムと朗読会	12/7	1	96 人
	ABD 読書会	12/14	1	9 人
	小田原散歩写真展	11/14～28	13	260 人
	海藻万華鏡をつくろう	1/18	1	29 人
	ぽすくまと郵便局	1/25	1	230 人
	一箱本棚（２か月間が１クール）	随時	6	15 組
小田	絵本の読み聞かせ	随時	59	855 人※
	春の読書会	4/26	1	11 人
	図書館で落描き大会	5/5	1	83 人
	昭和 100 年記念イベント「小田原市電の道のり」	5/18	1	12 人
	大人向け！司書のお仕事体験	5/25	1	13 人
	文学と音楽鑑賞会 スピンオフ企画第２弾	6/1	1	17 人

原駅東口	紙しばい道場（5 月～8 月の第 1 土曜日）春の部	5/24、6/28、7/26、8/23	4	8 人
	定例音楽会	6/22	2	83 人
	小田原短期大学講師による積み木ワークショップ	7/19	1	15 組
	演劇公演 in 図書館 vol.2	7/27	1	34 人
	［夏休み子どもイベント］スタンプラリー	4/29～8/31	1	100 人
	［夏休み子どもイベント］図書館なぞとき探検	8/1	1	6 人
	［夏休み子どもイベント］こわいおはなし会	8/18	1	10 人
	［夏休み子どもイベント］ぬいぐるみおとまり会	8/23～24	1	11 人
	夏の読書会	8/31	1	9 人
	サックスナイト！vol.3	9/23	1	47 人
	［開館５周年記念］ 風魔忍者を探せ！	10/5	1	22 人
	「秋の散歩を楽しんで」 関連スタンプラリー	10/11	1	22 人
	「秋の散歩を楽しんで」 関連ワークショップ	10/11	1	71 人
	［開館５周年記念］ 秋の読書会	10/19	1	1 人
	［開館５周年記念］ 記念品プレゼント	10/19	1	73 人
	［開館５周年記念］ 図書館大音楽会	10/26	1	106 人
	紙しばい道場（11 月～2 月の第 1 土曜日）秋の部	11/22、12/27、1/24、2/28	4	7 人
	保護者といっしょに白秋童謡の散歩道を歩こう！	11/22	1	3 人
	近代小田原 写真読み解きまち歩き	11/23	1	14 人
	わらべうたであそぼう	11/24	1	21 人
	英語のおはなし会	11/29	1	32 人
	小学生英語チャレンジ	11/30	1	11 人
	ミニクリスマス会(クリスマスおはなし会)	12/20	1	46 人
	クリスマス音楽会	12/21	2	53 人
	本の福袋	1/4～8	1	25 セット
	［お正月子どもイベント］おみくじ	1/45	1	61 人
	［お正月子どもイベント］お正月あそび	1/4	1	8 組
	冬の読書会	1/25	1	9 人
	親子でほっと♪うたのじかん	2/14	1	39 人
	わらべうたであそぼう	2/23	1	20 人
	新 1 年生としょかんたんけん	3/21	1	6 人
	朗読会	3/22	1	39 人
	リサイクル本市	3/29	1	約 200 人

※…延べ人数

８　電子図書館

（１）概要

多様化する図書館利用者の利便性を高め、市民等に対する図書サービスの拡大・向上を図るとともに、読書バリアフリー法に基づく視覚障がい者等の読書環境の向上に寄与するため、令和４年 10 月 27 日から「小田原市電子図書館」を開設した。

（２）電子書籍コンテンツ数（令和７年度）

	コンテンツ数
０　総記	50
１　哲学	77
２　歴史・地理	60
３　社会科学	121
４　自然科学	96
５　工学・技術	108
６　産業	54
７　芸術	118
８　言語	55
９　文学	351
児童	720
ティーンズ	131
合計	1,941

（３）月別利用状況（令和７年度）

	ログイン回数	閲覧回数
４月	1,369	1,676
５月	1,661	2,570
６月	1,799	2,893
７月	2,177	4,487
８月	1,477	3,153
９月	2,226	3,254
10 月	2,526	3,346
11 月	2,222	2,861
12 月	2,219	3,531
１月	1,729	2,537
２月	1,701	2,681
３月	1,907	2,983
合計	23,013	35,972

９　経　　費

（１） 予算額

令和８年度	一 般 会 計	予算額	79,200,000 千円	(100.00%)
〃	教　育　費	〃	7,795,603 千円	(9.8%)
〃	社会教育費	〃	1,732,313 千円	(2.1%)
〃	図 書 館 費	〃	459,580 千円	(0.58%)

（単位：千円）

事業名	令和７年度	令和８年度
中央図書館管理運営事業 中央図書館の施設管理・運営費 図書購入費 電子図書館事業費 新聞デジタルデータベース利用料 資料デジタル化事業費　等	164,157	188,299
小田原駅東口図書館管理運営事業 小田原駅東口図書館の指定管理料・賃料	185,065	185,065
読書推進・図書館利活用促進事業 イベント講師謝礼　等	319	319
図書館ネットワーク等運営事業 図書館システム借上料 図書資料搬送委託料　等	41,185	45,705
小田原文学館管理運営事業 小田原文学館の施設管理・運営費 特別展開催費　等	165,666	39,613
その他の事業費 旧保健福祉事務所跡地活用事業 内部事務	579	579
合計	570,946	459,580

（２） 決算額

（単位：円）

事業名	令和６年度	令和７年度
中央図書館管理運営事業	252,559,552	160,430,357
小田原駅東口図書館管理運営事業	178,692,340	181,649,800
読書推進・図書館利活用促進事業	258,013	259,100
図書館ネットワーク等運営事業	36,654,601	38,985,090
デジタル図書館事業	4,572,768	4,599,115
図書館郷土資料整理・保存・公開事業	8,814,940	9,509,114
小田原文学館管理運営事業	29,063,443	141,287,999
旧保健福祉事務所跡地活用事業	209,476,393	80,240
内部事務	181,614	172,748
合計	719,687,371	536,973,563

（３） 資料費（当初予算額）

（単位：千円）

項目		令和７年度	令和８年度	比較増減
中央（かもめ）	図書購入費	9,152	9,100	▲52
	雑誌購入費	1,325	1,325	0
	新聞購入費	480	480	0
	視聴覚資料購入費	159	159	0
	新聞データベース利用料等	924	984	60
小田原駅東口	図書購入費	5,973	5,940	▲33
	雑誌購入費	975	1,023	48
	新聞購入費	535	550	15
	新聞データベース利用料等	767	757	▲10
自動車文庫図書費		1,064	1,064	0
電子書籍コンテンツ利用料		3,200	3,200	0
合計		24,554	24,582	28

10　図書館の利用案内

（１） 開館時間及び定期休館日

中央図書館	開館時間 平　日：午前９時～午後７時 ※地域資料・視聴覚コーナーは午後５時まで。 土日祝：午前９時～午後５時 定期休館日 月曜日（休日に当たる場合はその翌日以降の最初の平日）、 年末年始（12/28～1/3）、特別整理期間（７日間以内）
小田原駅東口図書館	開館時間 平　日：午前９時～午後９時 土日祝：午前９時～午後６時 定期休館日 第４月曜日（休日に当たる場合はその翌日以降の最初の平日）、 年末年始（12/28～1/3）、特別整理期間（７日間以内）

（２） 図書の貸出

ア　利用者カードの作成

利用者カード交付申込書（カウンターに常置）と次の表に示す提示書類を所定の窓口へ添付する。

	提示書類
小田原市内に居住する者 ＊南足柄市、足柄上郡、足柄下郡及び中郡二宮町内に居住する者	運転免許証・マイナンバーカード・住民票の写し・健康保険資格確認証・身体障害者手帳・母子健康手帳・老人福祉手帳・学生証　その他の住所及び氏名を確認することができる書類
小田原市内に通勤する者	住所、氏名及び勤務先を確認することができる書類（社員証など）
小田原市内に通学する者	住所、氏名及び通学先を確認することができる書類（学生証など）

※中学生以下は、保護者の承諾書が必要である。

この利用者カードは、中央図書館、小田原駅東口図書館、マロニエ図書室、いずみ図書コーナー、こゆるぎ図書コーナー、生涯学習センターけやき図書室、国府津学習館図書室、尊徳記念館図書室で共通して利用できる。

イ　貸出手続き

貸出希望の図書と利用者カードを受付カウンターに提出して行う。

令和６年２月から、マイナンバーカードやスマートフォン等のバーコード表示でも貸出手続きが可能となった。

中央図書館と小田原駅東口図書館においては、自動貸出機を使用して手続きを行うことができる。

◆貸出冊数　　10 冊以内（別に紙芝居６点以内）

◆貸出期間　　２週間以内

（３） 視聴覚コーナー（中央図書館のみ）

ア　ビデオテープ、ＣＤ、ＤＶＤ貸出

貸出希望の視聴覚資料と利用者カードを受付カウンターに提出して手続きを行う。

◆貸出点数　　６点以内（うち、ＤＶＤのみ３点以内）

◆貸出期間　　２週間以内

イ　16 ミリ映画フィルム・機材貸出（団体のみ）

a　16 ミリ映画フィルム・機材貸出券をカウンターに提出する。

b　16 ミリ映画フィルム・機材貸出券は、当該申込書により取得する。

c　16 ミリ映写操作技術認定証を有する者がいることを必要とする。

◆貸出点数

16 ミリフィルム　　４点以内

視聴覚機材　　各１点

◆貸出期間

16 ミリフィルム　　３日以内

視聴覚機材　　３日以内

（４） 障がい者サービス

ア　図書郵送貸出

身体に障がいがある等の特別な理由により来館できない利用者に対し、図書及び紙芝居を郵送による貸出を行う。（郵送は、日本郵便株式会社の「心身障がい者用ゆうメール」を活用。）

イ　視聴覚資料郵送貸出

視覚障がい（１級又は２級）がある利用登録者に対して、日本郵便株式会社の「特定録音物等郵便物」を利用して、視聴覚資料の郵送貸出を行っている。

ウ　対面朗読サービス

小田原駅東口図書館において、身体障害者手帳（視覚障がいに限る）の交付を受けている利用登録者に対して、図書館資料を朗読ボランティアが代読する対面朗読サービスを行っている。

（５） 自動車文庫

配本所として登録を希望する機関又は団体は、保管責任者を定め、「自動車文庫登録申込書」を提出する。

配本所として登録されると一定の巡回周期で一定冊数の配本が行われる。

11　地域資料（市史編さん）

（１） 地域資料

令和３年４月に中央図書館に開設した地域資料コーナーでは、旧市立図書館から移管された特別集書や古文書等の地域資料の保存、整理を行うとともに閲覧やレファレンスへの対応、資料の修復やデジタル化を進めている。

また、令和３年度より、「図書館の宝もの」と題し、これまで公開していなかった貴重資料をはじめ、市民の貴重な財産の一層の活用を図るべく広く市民に紹介している。

所蔵する資料の目録及び一部資料については、これまでも順次デジタル化を進めてきたところだが、さらに資料の保存環境の改善と利用促進を図るためデジタルアーカイブズとしてデータベース化を進め、令和５年３月に創設された「おだわらデジタルミュージアム」で引き続きインターネット公開を行っている。

（２） 市史編さん

市史編さん事業は、昭和 56 年４月に市企画課内に市史編さん係を設置し、事業を開始した。昭和 57 年度から昭和 61 年度までの５年間は、主として資料の調査の期間とし、昭和 61 年４月に、市史編さん委員会及び市史編さん専門委員会を設置し、市史発刊に向けての基本的事項や計画の策定、資料の調査収集及び編集などを行ってきた。

平成元年３月から市史刊行を開始し、平成 15 年３月に最終巻を刊行。平成 16 年３月をもって事業は完了した。収集した資料などは市立図書館に引き継がれ、同年６月に地域資料室を設置して、保存、整理、公開を行ってきた。

令和２年３月の市立図書館閉館に伴い、令和３年４月に中央図書館に地域資料コーナーを設け、地域資料室の機能を移管した。

（３） 市史刊行物

昭和 63 年度（平成元年３月）の史料編近世Ⅱの刊行以降、平成 14 年度（平成 15 年３月）までに通史編３巻、史料編９巻、別編３巻の全 15 冊を刊行した。

通史編	原始・古代・中世	Ａ５	６，０００円
	近　　世	Ａ５	６，０００円
	近　現　代	Ａ５	６，０００円
史料編	原始・古代・中世Ⅰ	Ａ５	６，０００円
	中　世　Ⅱ　　小田原北条１	Ａ５	品切
	中　世　Ⅲ　　小田原北条２	Ａ５	６，０００円
	近　世　Ⅰ　　藩政	Ａ５	５，５００円
	近　世　Ⅱ　　藩領１	Ａ５	５，０００円
	近　世　Ⅲ　　藩領２	Ａ５	５，０００円
	近　代　Ⅰ	Ａ５	５，０００円
	近　代　Ⅱ	Ａ５	５，０００円
	現　　代	Ａ５	５，５００円
別編	城　　郭	Ｂ５	品切
	自　　然	Ｂ５	４，０００円
	年　　表	Ｂ５	４，０００円

（4）特別集書

資料収集の過程で特色あるコレクションの性格を持ったものを独立させ、これを「特別集書」として保存し、その数は現在 13 タイトルに及んでいる。

特別集書名	成立年月（点数）	内容
A 片岡文書	昭和 12.11（599 点）	片岡永左衛門氏から受贈した小田原町方関係資料 昭和 42 年３月、目録シリーズ１として刊行
B 山縣公文庫	昭和 13.3 （1,015 点）	古口新吾氏から受贈した、山縣有朋公旧蔵書のうち、兵書を除く多岐にわたる種類の図書 昭和 44 年３月、目録シリーズ３として刊行
C 木村錦花文庫	昭和 36.5（576 点）	木村錦之助（錦花）氏から受贈した演劇関係資料
D 板倉文書	昭和 35.9（122 点）	板倉乙女氏から受贈した小田原藩関係資料 昭和 45 年３月、目録シリーズ４として刊行
E 小田原有信会文庫	昭和 37.3（293 点）	小田原有信会から受贈した小田原藩関係資料 昭和 43 年３月、目録シリーズ２として刊行
F 牧野信一資料	昭和 37.3（174 点）	図書館が収集してきた作家牧野信一の著書、原稿、写真、その他牧野家に関する資料 昭和 45 年３月に目録シリーズ４として刊行
G 長谷川如是閑文庫	昭和 40.1（582 点）	長谷川如是閑氏から受贈した一般教養図書
H 山崎元幹文庫	昭和 41.5 （1,747 点）	元満鉄総裁山崎元幹氏から 10 回にわたって受贈した中国関係及び満鉄関係資料 昭和 46 年３月、目録シリーズ５として刊行
J 報徳集書	――――― （676 点）	昭和８年以降図書館が収集してきた二宮尊徳に関する資料 昭和 45 年３月、目録シリーズ４として刊行 昭和 63 年、生誕 200 年祭を記念し、その後に収集した資料を加え報徳集書解説目録を刊行
L 青蛙荘文庫	昭和 49.3(1,348 点)	元館長石井富之助氏から受贈した郷土資料を中心に図書館関係資料、文人の関連資料、石井氏自筆原稿等
M 藤田西湖文庫	昭和 49.3(3,268 点)	菊枝夫人から受贈した甲賀流忍術第 14 世藤田西湖の旧蔵書である武術関係図書（和本、巻物、研究書等）
N 柳田謙十郎文庫	昭和 62.7(2,266 点)	昭和 61 年７月、二女節子氏から受贈した自筆原稿など柳田謙十郎所蔵哲学関係資料
P 藪田義雄沙羅文庫	平成元.2(1,518 点)	紗代夫人から受贈した、小田原出身で北原白秋の秘書を務めた詩人藪田義雄氏の著作物、楽譜、自筆原稿を含めほぼ全資料

アルファベットＡ～Ｐは請求記号（Ｉ、Ｋ、Ｏは欠番）

（5）「図書館の宝もの」

これまで公開していなかった図書館が所蔵する貴重資料などを広く市民に紹介するため、年に一度展示・公開し、併せて「地域資料コーナー通信」を発行している。

年度	テーマ・内容	展示期間
令和３年度	特別公開　新収村田家文書・北村門太郎(透谷)著『楚囚之詩』原本	11/2（火）～23（火）
令和４年度	初公開！　昭和のポスター	8/16（火）～28（日）
令和５年度	「100 年前の目撃者」　関東大震災 100 年関連展示	8/22（火）～9/3（日）
令和６年度	武術を極める～藤田西湖文庫～	9/25（水）～10/6（日）
令和７年度	侍たちの明治・大正　－小田原有信会文庫より－	10/7（火）～19（日）

12　図書館出版物

［図書館目録シリーズ］

1	特別集書片岡文書解説目録	（昭和 42 年）	A5	在庫なし
2	〃　小田原有信会文庫解説目録	（昭和 43 年）	A5	在庫なし
3	〃　山県公文庫目録	（昭和 44 年）	A5	在庫なし
4	〃　板倉文書解説目録・牧野信一資料解説目録・報徳集書目録	（昭和 45 年）	A5	在庫なし
5	〃　山崎元幹文庫目録	（昭和 46 年）	A5	在庫なし
6	小田原の近世文書目録　－稲子家文書－1	（昭和 54 年）	B5	在庫なし
7	〃　2	（昭和 56 年）	B5	在庫あり
8	〃　3	（昭和 59 年）	B5	在庫あり
9	〃　4	（昭和 60 年）	B5	在庫あり
10	〃　5	（昭和 61 年）	B5	在庫あり
11	報徳集書解説目録	（昭和 63 年）	B5	非売品

［図書館叢書］

1	福田正夫　－追想と資料－	（昭和 47 年）	A5	在庫なし
2	江戸時代の小田原	（昭和 55 年）	B6	在庫あり
3	図書館一代	（昭和 62 年）	A5　変形	非売品
4	随筆　北原白秋	（平成４年）	B6	在庫あり

［図書館郷土資料集成］

1	明治小田原町誌　上	（昭和 50 年）	A5	在庫あり
2	〃　中	（昭和 50 年）	A5	在庫あり
3	〃　下	（昭和 53 年）	A5	在庫あり
4	御家中先祖並親類書　1	（平成２年）	A5	在庫なし
5	〃　2	（平成３年）	A5	在庫あり
6	〃　3	（平成５年）	A5	在庫あり
7	〃　4	（平成６年）	A5	在庫あり

［記念出版］

1	小田原図書館五十年史	（昭和 58 年）	A5　変形	在庫あり
2	一枚の古い写真	（平成２年）	A4	在庫なし
3	土岐・運・来－『北村透谷没後 100 年』展図録－	（平成６年）	B5	在庫なし
4	一枚の古い写真（改訂版）	（平成 10 年）	A4	在庫あり
5	星崎記念館開館 50 周年記念誌「星崎記念館の 50 年を振り返って」	（平成 22 年）	A5	非売品
6	星崎記念館・小田原市立図書館閉館記念誌	（令和２年）	A4	非売品

［その他］

1	機関誌　おだわら歴史と文化１～13 号	（昭和 62 年～平成 12 年）	A5	在庫あり
2	小田原地方新聞記事目録	（平成元年）	B5	在庫あり
3	小田原の仏像［銘文集］－信仰と造形の歴史－	（平成６年）	A4	在庫あり
4	聞き語り　おだわら　ふるさとの記憶	（平成９年）	A5	非売品
5	小田原市史ダイジェスト版　おだわらの歴史	（平成 19 年）	A5	在庫なし
6	「生誕 110 年記念 北原武夫展－あるﾓﾃﾘｽﾄの告白－」図録	（平成 29 年）	A4	在庫あり
7	「坂口安吾」ができるまで展図録	（令和元年）	A4	在庫あり

13　図書館協議会

図書館法第 14 条の規定に基づき、図書館協議会の設置を条例で定めている。

図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館が行うサービスについて、館長に対して意見を述べる機関。

小田原市図書館条例（抜粋）

（図書館協議会）
第１１条　法第１４条の規定により、図書館に図書館協議会を置く。
第１２条　図書館協議会の委員は、10 人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。
(1) 学校教育の関係者
(2) 社会教育の関係者
(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
(4) 学識経験のある者
(5) 市民
２　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
３　委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第３６期小田原市図書館協議会

任　期（令和６年 10 月１日～令和８年９月 30 日）

役　職　名	氏　　名	区　　分	備　　考
委 員 長	野 口　武 悟	学識経験者	青山学院大学コミュニティ人間科学部教授
副委員長	北 河　文 子	社会教育の関係者	小田原の図書館を考える会
委　　員	井 上　智 子	学校教育関係者	小田原市立東富水小学校長
〃	馬見塚　昭久	学識経験者	常葉大学保育学部准教授
〃	秋 山　洋 子	社会教育の関係者	読み聞かせグループ ピーターパン
〃	岡本　みどり	家庭教育の向上に資する活動を行う者	小田原市ＰＴＡ連絡協議会 鴨宮中学校ＰＴＡ役員
〃	加 地　優 子	市民	公募
〃	星﨑　みゆき	市民	公募

14　小田原文学館


文学館本館


文学館別館（白秋童謡館）

（1） 概　要

本市の南西部は箱根連山につながる山地、東部は曽我丘陵と呼ばれる丘陵地帯、中央には酒匂川が南北に流れて足柄平野を形成している。また南部は相模湾に面しており、北部は遠く丹沢山塊が連なっている。

本市では風光明媚な自然環境と過ごしやすい気候、先人により築かれた長い歴史と伝統・文化の下、北村透谷、尾崎一雄、川崎長太郎、牧野信一などの優れた文学者が輩出し、また、明治から昭和初期にかけては、政財界人や文化人たちの別荘地、あるいは保養の地として、北原白秋、谷崎潤一郎、三好達治など数多くの著名な文学者が滞在した。

小田原文学館は、これらの文学者に係る著書、原稿、愛用品等を収集し、整理保存し、及び展示して、市民の教養、調査研究等に資するとともに、この優れた文学的土壌を広く情報発信する場として、数多くの文学者とのゆかりを持つ南町に開館した。

文学館本館、文学館別館（白秋童謡館）及び尾崎一雄邸書斎の三つの建物からなり、文学館本館（管理棟含む）、別館（白秋童謡館）は平成 12 年 9 月 26 日に国登録有形文化財として登録、平成 24 年 10 月に歴史的風致形成建造物の指定を受けた。また敷地は都市公園（西海子公園）に指定され、平成 19 年には日本の歴史公園 100 選に選ばれた。

（2） 事業内容

ア　文学館本館　　平成６年 11 月 23 日開館

昭和 12 年に曾禰達蔵の設計で元宮内大臣田中光顕の別邸として建設された、鉄筋コンクリート造３階建てのスペイン風洋館である。

(ｱ) 常設展示

小田原出身及びゆかりの文学者の関係資料（図書、雑誌、原稿、書簡、遺品類等）

ａ　小田原出身の文学者

北村透谷、牧野信一、尾崎一雄、川崎長太郎、北原武夫、福田正夫、井上康文、藤田湘子 等

b　小田原ゆかりの文学者

谷崎潤一郎、三好達治、坂口安吾、岸田國士、北條秀司、村井弦斎、小林天外、斎藤緑雨 等

(ｲ) 企画展示等（令和７年度）

企画展

内容	会期	入館者数	会場
超低空を飛ぶひと・川崎長太郎 私小説一筋 60 年の 軌跡	10/23～12/14	1,578 人	本館１階 展示室

貴重資料特別公開

内容	会期	入館者数	会場
北條秀司詞化(高山樗牛原作)「瀧口入道」シナリオ原稿ほか	８/13～９/15	435 人	本館１階 展示室
作家から評論家への献呈本	１/６～２/15	519 人	本館１階 展示室
安吾と画乱洞とその周辺	３/17～５/24	2,048 人	本館１階 展示室

イ　文学館別館（白秋童謡館）　　平成 10 年 10 月１日開館

大正 13 年頃に元宮内大臣田中光顕の別邸として建設された、木造２階建ての和風建物である。平成 12 年９月 26 日に本館とともに国登録有形文化財として登録された。

我が国最初となるマザーグースの本格的翻訳を含め小田原在住中の白秋が取り分け打ち込んだ童謡創作活動を顕彰するために整備した。

白秋の童謡を映像と音楽で楽しむコーナー、みみずくの家の模型、愛用の品、初版本や作品集など、白秋の小田原時代を中心に紹介している。

ウ　尾崎一雄邸書斎　　平成 18 年４月２日開館

本市出身の小説家であり、本市唯一の文化勲章受章者である尾崎一雄を顕彰するために開館した。

尾崎一雄が昭和 22 年に、下曽我に建築した「冬眠居」の一部を移築したもので、旧邸の瓦、室内の部材のほとんどを使用して、書斎に関係する部分を復元したものである。

（３） 利用状況（令和７年度）

（単位：人）

区分	一般	小中学生	幼児	計
観覧者数	5,881	99	28	6,008

15　条例・規則等

小田原市図書館条例（昭和34年10月5日条例第21号）

（設置）

第１条　図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、図書館を設置する。

（名称及び位置）

第２条　図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
小田原市立中央図書館	小田原市南鴨宮一丁目５番30号
小田原市立小田原駅東口図書館	小田原市栄町一丁目１番15号

（事業）

第３条　図書館は、次に掲げる事業を行うものとする。

（１）　法第３条各号（小田原市立小田原駅東口図書館（以下「東口図書館」という。）にあっては、第５号を除く。）に掲げる事項に関すること。

（２）　前号に掲げるもののほか、法第２条第１項に規定する施設の目的を達成するために必要な事業

（休館日）

第４条　図書館の休館日は、次のとおりとする。

（１）　小田原市立中央図書館　次に掲げる日

ア　月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後最初の休日以外の日）

イ　１月１日から同月３日まで及び12月28日から同月31日までの日

ウ　特別整理期間として７日を超えない範囲内で小田原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める日

（２）　東口図書館　次に掲げる日

ア　１月につき１日を超えない範囲内で教育委員会が定める日

イ　１月１日から同月３日まで及び12月28日から同月31日までの日

ウ　特別整理期間として７日を超えない範囲内で教育委員会が定める日

２　前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。

（開館時間）

第５条　図書館の開館時間は、次のとおりとする。

（１）　小田原市立中央図書館　午前９時から午後７時まで（日曜日、土曜日及び休日にあっては、午前９時から午後５時まで）

（２）　東口図書館　午前９時から午後９時まで（日曜日、土曜日及び休日にあっては、午前９時から午後６時まで）

２　前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、臨時に開館時間を変更することができる。

（入館の制限）

第６条　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、図書館への入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

（１）　公の秩序又は善良の風俗を乱し、又はそのおそれがあると認められる者

（２）　図書館の施設若しくは設備を損傷し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認められる者

（３）　他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品を携帯する者

（４）　前３号に掲げるもののほか、図書館の管理上支障があると認められる者

（損害賠償）

第７条　図書館の施設、設備又は図書館資料等を破損し、汚損し、又は紛失した者は、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

（指定管理者による管理）

第８条　東口図書館の管理は、法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第９条　指定管理者が行う東口図書館の管理の業務の範囲は、次のとおりとする。

（１）　第３条各号に掲げる事業に関すること。

（２）　東口図書館の維持管理に関すること。

（３）　前２号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

（指定管理者による管理に係る特例）

第10条　前２条の規定により東口図書館の管理の業務を指定管理者が行う場合における東口図書館に係る第４条から第７条までの規定の適用については、第４条第１項第２号中「教育委員会が」とあるのは「第８条に規定する指定管理者が教育委員会の承認を得て」と、同条第２項及び第５条第２項中「教育委員会」とあるのは「第８条に規定する指定管理者」と、「臨時に」とあるのは「教育委員会の承認を得て臨時に」と、第６条中「教育委員会」とあるのは「第８条に規定する指定管理者」と、第７条中「教育委員会」とあるのは「教育委員会又は次条に規定する指定管理者」とする。

（図書館協議会）

第11条　法第14条の規定により、図書館に図書館協議会を置く。

第12条　図書館協議会の委員は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

（１）　学校教育の関係者

（２）　社会教育の関係者

（３）　家庭教育の向上に資する活動を行う者

（４）　学識経験のある者

（５）　市民

２　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

３　委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任）

第13条　この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

小田原市図書館条例施行規則（平成６年７月 29 日教育委員会規則第８号）

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は、小田原市図書館条例（昭和34年小田原市条例第21号）第13条の規定に基づき、同条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第２章　図書館資料等の貸出し等

（閲覧等の方法）

第２条　図書館資料（図書館法（昭和25年法律第118号）第３条第１号に掲げる資料をいう。以下同じ。）の閲覧又は視聴は、別に定める手続によるものとする。

（図書資料の複写）

第３条　図書資料（図書、文書、記録、逐次刊行物その他これらに類するものをいう。以下同じ。）の複写を希望する者は、別に定めるところにより、館長に申し込まなければならない。

（貸出しの対象）

第４条　図書館資料及び視聴覚機材（以下「図書館資料等」という。）の貸出しを受けることができるものは、市内に居住し、通勤し、若しくは通学する個人又は市内に事業所等のある団体その他館長が特に適当と認めるものとする。

（貸出券の交付等）

第５条　図書館資料等の貸出しを受けようとするものは、別に定めるところにより、貸出券の交付を受けなければならない。

２　貸出券の交付を受けたものは、別に定めるところにより、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第７項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）により図書館資料の貸出しを受けるための登録をすることができる。この場合において、当該登録をされた個人番号カードは、貸出券とみなす。

（貸出しの手続）

第６条　前条第１項の規定により貸出券の交付を受けたものが、図書館資料等の貸出しを受けようとする場合は、貸出券を提示しなければならない。

（届出の義務）

第７条　貸出券の交付を受けたものは、貸出券を紛失し、又は貸出券の記載事項に変更が生じた場合は、直ちにその旨を館長に届け出なければならない。

（貸出しの数及び期間等）

第８条　同時に貸出しできる図書館資料等の数量及び期間は、次のとおりとする。

区分		数量	期間
図書資料	図書	10冊以内	14日以内
	紙芝居	６点以内	14日以内
視聴覚資料	16ミリ映画フィルム	４点以内	３日以内
	ＣＤ、ＤＶＤ及びビデオテープ	６点以内 （うちＤＶＤは３点まで）	14日以内
16ミリ映写機		１点	３日以内

２　前項の規定にかかわらず、団体に同時に貸出しできる図書館資料等の数量及び期間については、数量にあっては100冊を、期間にあっては１か月を上限として、当該団体の性質、貸出しの対象となる図書館資料等の区分等に応じて館長が別に定める。

（貸出しの制限）

第９条　次に掲げる図書館資料は、貸出しをしないものとする。ただし、館長が特に必要があると認める

場合は、この限りでない。
（1） 「禁帯出」又は「常置」の表示のあるもの
（2） 新聞、官報及び神奈川県公報
（3） 逐次刊行物の最新号
（4） 前3号に掲げるもののほか、館長が指定したもの

（貸出しの停止等）

第10条 館長は、図書館資料等の貸出しを受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しを一定の期間停止することができる。
（1） 貸出期間満了後の督促に応じないとき。
（2） 図書館資料等を著しく破損し、汚損し、又は紛失したとき。
（3） 事実を偽って貸出券の交付を受けたことが明らかになったとき。
（4） 図書館資料等又は貸出券を、無断で他人に譲渡又は貸与したとき。

第3章 自動車文庫による貸出し

（貸出しの対象）

第11条 自動車文庫による図書資料の貸出しを受けることができるものは、市内に事業所等のある団体その他館長が特に適当と認めるもので、別に定めるところにより、登録を受けたものとする。

（貸出数の制限）

第12条 自動車文庫において貸出しできる図書資料の数量及び期間は、館長が特に必要があると認める場合を除き、次のとおりとする。
（1） 数量 900冊を限度とし、1回の貸出しは、300冊以内とする。
（2） 期間 3月以内

（届出の義務）

第13条 第11条の規定により登録を受けたものは、登録した事項に変更が生じたときは、直ちにその旨を館長に届け出なければならない。

第4章 集会室等の使用

（使用の手続）

第14条 集会室及び視聴覚ホール（以下「集会室等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

（使用の禁止）

第15条 教育委員会は、集会室等を使用しようとするものが、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。
（1） 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
（2） 施設又は設備を損傷し、若しくは滅失するおそれがあると認められるとき。
（3） 営利を目的とする興行その他これに類する行為をすると認められるとき。
（4） 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。

第5章 雑則

（寄贈等の取扱）

第16条 図書館は、図書その他の資料の寄贈又は寄託を受けることができる。
2 寄託を受けた図書その他の資料は、特別の契約のある場合のほか、図書館所蔵のものと同じ取扱いをするものとする。

第17条 寄託を受けた図書その他の資料が、災害その他の不可抗力によって滅失し、又は損傷した場合は、図書館は損害賠償の責めを負わない。

（実施細目）

第18条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

小田原文学館条例（平成６年９月 30 日条例第 22 号）

（趣旨）

第１条　この条例は、小田原文学館（以下「文学館」という。）の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　小田原市にゆかりのある文学者に係る著書、原稿、愛用品等（以下「文学関係資料」という。）を収集し、整理保存し、及び展示して、市民の教養、調査研究等に資するため、文学館を小田原市南町二丁目３番４号に設置する。

（観覧料）

第３条　文学関係資料を観覧しようとする者は、別表に定める観覧料を納付しなければならない。

２　前項の観覧料は、観覧の際に徴収する。

（観覧料の減免）

第４条　市長は、特に必要と認めるときは、観覧料を減額し、又は免除することができる。

（観覧料の不還付）

第５条　既納の観覧料は、還付しない。

（入館の制限）

第６条　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者には、文学館への入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

（１）　公の秩序若しくは善良の風俗を乱し、又はそのおそれがあると認められる者

（２）　施設若しくは設備を損傷し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認められる者

（３）　前２号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる者

（損害賠償）

第７条　入館者は、文学館の施設又は設備を損傷し、又は滅失した場合において、原状回復ができないときは、その損害を賠償しなければならない。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、文学館の管理等に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表（第３条関係）

区分		金額（１人につき）
個人	一般	円 250
	小学生及び中学生	100
団体	一般	180
	小学生及び中学生	70

備考　団体とは、20人以上又は教育委員会が団体扱いとすることが適当であると認めるものをいう。

小田原文学館条例施行規則（平成６年 11 月 17 日教育委員会規則第 11 号）

（趣旨）

第１条　この規則は、小田原文学館条例（平成６年小田原市条例第22号。以下「条例」という。）第８条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（事業）

第２条　小田原文学館（以下「文学館」という。）は、次に掲げる事業を行う。

（１）　文学関係資料の展示に関すること。

（２）　文学関係資料を収集し、これを整理すること。

（３）　文学関係資料の調査及び研究に関すること。

（４）　文学関係資料に関する案内書、解説書等の作成に関すること。

（休館日）

第３条　文学館の休館日は、次のとおりとする。

（１）　月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この号において「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後最初の休日以外の日）

（２）　１月１日から同月３日まで及び12月28日から同月31日までの日

２　前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

（開館時間）

第４条　文学館の開館時間は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、臨時に開館時間を変更することができる。

（１）　３月１日から10月31日まで　午前10時から午後５時まで

（２）　前号に掲げる期間以外の期間　午前10時から午後４時30分まで

（観覧料の減免）

第５条　条例第４条の規定により観覧料を減額し、又は免除する基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

（１）　管理上の都合その他の事由により文学館の施設の一部において文学関係資料を観覧することができない場合　教育委員会が定める額の減額

（２）　条例別表備考に規定する団体の引率者その他教育委員会が特に必要と認める者が、文学関係資料を観覧する場合　免除

２　観覧料の免除を受けようとする者は、あらかじめ、小田原文学館観覧料免除申請書（様式第１号）により、教育委員会に申請しなければならない。ただし、教育委員会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

３　教育委員会は、前項の規定により申請があったときは、その適否を決定し、小田原文学館観覧料免除決定通知書（様式第２号）を交付するものとする。

（入館者の遵守事項）

第６条　入館者は、文学館内において次の事項を守らなければならない。

（１）　施設又は展示品をき損するおそれのある行為をしないこと。

（２）　所定の場所以外の場所で喫煙しないこと。

（３）　特に承認を受けたもののほか、所定の場所に備え付けた設備を移動しないこと。

（４）　前３号に掲げるもののほか、教育委員会が管理上必要と認めて文学館内に掲示した事項

（委任）

第７条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

小田原市図書館資料の貸出券の交付等に関する要綱（平成18年４月１日）

（趣旨）

第１条　この要綱は、小田原市図書館条例施行規則（平成６年小田原市教育委員会規則第８号。以下「規則」という。）の規定に基づき、図書館資料の閲覧等の手続、貸出券の交付及び自動車文庫の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

（閲覧等の手続）

第２条　小田原市立中央図書館の視聴覚資料の視聴は、申込むものとする。

（貸出券）

第３条　規則第５条第１項の貸出券は、小田原市図書館等利用カード（当該カードのバーコード部分が移動端末設備の入出力装置の映像面に表示されたものを含む。）（様式第２号。以下「利用者カード」という。）及び16ミリフィルム・機材貸出券（様式第３号）とし、貸出しを受けることができる図書館資料は、それぞれ次のとおりとする。

（１）　利用者カード　16ミリ映画フィルム及び16ミリ映写機を除く図書館資料

（２）　16ミリフィルム・機材貸出券　16ミリ映画フィルム及び16ミリ映写機

（対象者）

第４条　規則第４条の貸出券の交付を受けることができる者は、別表に定めるとおりとする。

（交付申込）

第５条　規則第５条第１項の貸出券の交付を受けようとする者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる書類に別表に定める書類を提示又は添付して館長に提出しなければならない。

（１）　個人利用　利用者カード申込書（様式第４号）

（２）　団体利用　団体登録申請書（様式第５号）

（３）　16ミリフィルム・機材利用　16ミリフィルム・機材貸出券申込書（様式第６号）

（交付）

第６条　館長は、前条の申込書が提出された場合において、記載内容が事実に相違なく、かつ第４条の要件に該当しているときは、前条第１号及び第２号については第３条第１号の利用者カードを、前条第３号については第３条第２号の16ミリフィルム･機材貸出券を申込者に１枚交付するものとする。

（個人番号カードの登録）

第７条　規則第５条第２項の図書館資料の貸出しを受けるための登録を受けようとするものは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第７項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。以下「個人番号カード」という。）及び利用者カードを提示して、個人番号カードを識別することができる情報を小田原市図書館ネットワークシステムに登録しなければならない。

（再交付）

第８条　規則第７条により貸出券の再交付を受けようとする者は、利用者カード再交付願（様式第７号）を提出するものとする。

２　再交付を受けようとする者は、実費相当額として100円を負担するものとする。

３　前項に係る実費相当額は、次の各号のいずれかに該当するときは、無料とすることができる。

（１）　団体利用者

（２）　貸出券が劣化した場合

（３）　災害により滅失した場合

（４）　盗難による場合

（５）　前各号に掲げるもののほか、館長が認める場合

（有効期間）

第９条　貸出券は、次の各号のいずれかに該当しない限り有効とする。

（１）　登録日又は最終返却日から３年経過するまでの間、一度も使用がないとき。

（２）　規則第10条に規定する貸出しの停止処分がなされたとき。

（自動車文庫の貸出登録）

第10条　規則第11条に定める登録を受けようとするものは、自動車文庫登録申込書（様式第９号）を館長に提出し、その承認を得なければならない。

（登録の承認）

第11条　館長は、前条の申込書が提出された場合において、記載内容が事実に相違ないと認めた場合は、自動車文庫登録台帳に登録するとともに、申込者に自動車文庫登録承認書（様式第10号）を発行するものとする。

（登録の有効期間）

第12条　前条の登録は、自動車文庫登録廃止届（様式第11号）の提出がない限り有効とする。

（登録事項の変更届）

第13条　規則第７条による変更届については、次の各号による届書に別表に定める書類を提出するものとする。

（１）　第５条第１号による申請の変更届の場合は、利用者カード申込書（様式第４号）

（２）　第５条第２号による申請の変更届の場合は、団体登録申請事項変更届（様式第12号）

（３）　第５条第３号による申請の変更届の場合は、16ミリフィルム・機材貸出券申込事項変更届（様式第13号）

別表（第４条、第５条、第13条関係）

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th colspan="2">対象者</th><th>提示書類又は提出書類等</th></tr>
<tr><td rowspan="5">利用者カード</td><td rowspan="2">個人利用</td><td>市内等居住者</td><td>１　運転免許証、健康保険資格確認証、身体障害者手帳、学生証その他の住所及び氏名を確認することができる書類
２　義務教育終了前の者は保護者の署名又は利用者カード交付同意書（様式第14号）</td></tr>
<tr><td>市内等居住者以外で次のいずれかに該当する者
１　市内の事業所等に通勤する者
２　市内の学校（専修学校及び各種学校を含む。）に通学する者</td><td>住所及び氏名並びに勤務先又は通学先を確認することができる書類</td></tr>
<tr><td rowspan="2">団体利用</td><td>公立施設等</td><td></td></tr>
<tr><td>公立施設以外の団体</td><td>団体の規約、名簿等館長が必要と認めるもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記に掲げる者以外の者で館長が特に認めるもの</td><td>館長が別に定める書類</td></tr>
<tr><td rowspan="2">16ミリフィルム・機材貸出券</td><td colspan="2">市内に事業所等を有し、16ミリ映写機操作技術認定証を保持する者を取扱責任者とすることができる団体</td><td>16ミリ映写機操作技術認定証</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記に掲げる者以外の者で館長が特に認めるもの</td><td>館長が別に定める書類</td></tr>
</table>

備考　この表において「市内等居住者」とは、県西地域広域市町村圏（２市８町）及び二宮町に居住する者をいう。

小田原市電子図書館の利用に関する要綱（令和４年８月 30 日）

（趣旨）

第１条　この要綱は、小田原市図書館条例施行規則（平成６年小田原市教育委員会規則第８号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、図書館利用者に対するサービスの拡大及び向上を図るための小田原市電子図書館（以下「電子図書館」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

（電子図書館の利用ができる者）

第２条　電子図書館の利用ができる者は、次のとおりとする。

（１）　規則第５条の規定により貸出券の交付を受けた者で、市内に居住又は住所を有するもの

（２）　規則第５条の規定により貸出券の交付を受けた者で、市内に在勤し、又は在学するもの

（３）　前２号に掲げる者のほか、館長が特に認めた者

（利用方法）

第３条　電子図書館の利用は、インターネットにより行うものとする。

（利用の手続）

第４条　館長は、第２条に規定する者に対し、電子図書館を利用するための利用者ＩＤ及びパスワードを交付するものとする。

（利用者の遵守事項）

第５条　利用者は、善良な注意をもって電子図書館を利用し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）　利用者ＩＤ及びパスワードを適切に管理し、みだりに他人に漏らさないこと。

（２）　利用者ＩＤ及びパスワードを他人に使用させないこと。

（利用の停止等）

第６条　利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、電子図書館の利用を停止し、又は禁止することができる。

（１）　不正な手続により電子図書館を利用したとき。

（２）　電子図書館の利用に係る設備又はデータを損傷したとき。

（３）　利用者ＩＤ及びパスワードを他人に漏らし、小田原市に損害を与えたとき。

（４）　前３号に掲げる者のほか、電子図書館の利用が適当でないと館長が認めるとき。

（利用資格の喪失）

第７条　利用者が第２条に規定する者に該当しなくなったときは、館長は、速やかに利用停止等の必要な措置を行うものとする。

（貸出しの点数及び期間）

第８条　同時に貸出しを受けることのできる電子書籍は、利用者につき３点を限度とし、その貸出期間は２週間とする。

２　貸出期間の延長は１点につき１度まで可能とし、その延長期間は２週間とする。ただし、延長の申し出は貸出期間内に行うものとし、すでに予約の登録があった場合は延長できないものとする。

（返納）

第９条　貸出しをされた電子書籍は、その貸出期間が満了したときは、自動で返納されるものとする。

（予約）

第10条　同時に予約を受けることのできる電子書籍は、利用者につき３点を限度とし、その取置期間は利用可能となった日から１週間とする。

（利用の休止）

第11条　館長は、必要があると認めるときは、電子書籍の利用の全部又は一部を休止することができる。

（その他）

第12条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

16　図書館関係法令等

図書館法（昭和 25 年 4 月 30 日　法律第 118 号）

第一章　総則

（この法律の目的）

第１条　この法律は、社会教育法　（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は民法　（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条 の法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

２　前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は民法第三十四条 の法人の設置する図書館を私立図書館という。

（図書館奉仕）

第３条　図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

1.　郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。
2.　図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
3.　図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。
4.　他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
5.　分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
6.　読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。
7.　時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
8.　社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
9.　学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

（司書及び司書補）

第４条　図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

２　司書は、図書館の専門的事務に従事する。

３　司書補は、司書の職務を助ける。

（司書及び司書補の資格）

第５条　次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

1.　大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
2.　大学を卒業した者で大学において図書館に関する科目を履修したもの

3.　次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ　司書補の職

ロ　国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ　ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2　次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

1.　司書の資格を有する者

2.　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項 の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

（司書及び司書補の講習）

第６条　司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2　司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

（司書及び司書補の研修）

第７条　文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

（設置及び運営上望ましい基準）

第７条の２　文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

（運営の状況に関する評価等）

第７条の３　図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（運営の状況に関する情報の提供）

第７条の４　図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

（協力の依頼）

第８条　都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が図書館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（第十三条第一項において「特定地方公共団体」という。）である市町村にあっては、その長又は教育委員会）に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

（公の出版物の収集）

第９条　政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2　国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第二章　公立図書館

（設置）

第10条　公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第11条　削除

第12条　削除

（職員）

第13条　公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館（第十五条において「特定図書館」という。）にあっては、当該特定地方公共団体の長）が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

２　館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

（図書館協議会）

第14条　公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

２　図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第15条　図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定図書館に置く図書館協議会の委員にあっては、当該地方公共団体の長）が任命する。

第16条　図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。 この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

（入館料等）

第17条　公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第18条及び第19条　削除

（図書館の補助）

第20条　国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

２　前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第21条　削除

第22条　削除

第23条　国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

1. 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
2. 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
3. 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章　私立図書館

第24条　削除

（都道府県の教育委員会との関係）

第25条　都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

２　都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

（国及び地方公共団体との関係）

第26条　国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第27条　国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

（入館料等）

第28条　私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

（図書館同種施設）

第29条　図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

２　第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

小田原市の概要

1	面積	113.60 ㎢
2	人口	184,233 人
3	世帯数	86,639 世帯

※総務課発行　統計月報（令和８年４月号）より

図　書　館　概　況

（令和８年度版）

令和　８年　10月　発行

編集・発行：小田原市文化部図書館
小田原市南鴨宮１－５－30
TEL　(0465)49-7800
（小田原市立中央図書館（かもめ））